

出張封印取付け申請書兼封印受領書

富山県行政書士会
会長 大塚 謙二 殿

出張封印取付け作業者
富山県行政書士会所属

行政書士 横倉 高晴

道路運送車両法施行規則第 12 条の 1 第 1 項の規定に基づき申請した、丁種封印の取付けに係る事項について実施する下記車両の封印取付け作業記

| | | |
|-------------------|---------|----------|
| 登 録 番 号 | 富山 | |
| 車 台 番 号 | | |
| 新 所 有 者 | | |
| 封 印 取 付 け 場 所 | | |
| 登 録 日・封印取付け日 | 登 録 日 | 封印取付け予定日 |
| | 月 日 | 月 日 |
| 封 印 取 付 け 者 | | |
| そ の 他 (取 付 理 由) | 前返納 () | |

- * 本受領書は富山県行政書士会の定める所定の講習を受け、「登録業務に精通している行政書士」の認定を受けた行政書士のみ使用出来る。
- * 封印施封後は、封印管理委員会に報告すること。
- * 封印施封期間は、原則受領日から 15 日以内とする。

富山県行政書士会封印管理委員会